

両立支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、妊娠・出産・復職期における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年12月1日～令和4年11月30日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付金、及びその期間の社会保険料免除、復職にあたり時間短縮などの制度の周知や情報提供をおこなう。

<対策>

- ・平成29年12月～制度に関する情報提供をおこなう。
- ・産前休業にはいる1ヶ月前に今後の予定を確認し、産前～育休終了までの必要な申請書類を説明し渡す。

目標2：妊娠中や産休・育休・復帰後の個別相談を実施する

<対策>

- ・平成29年12月～個別相談について周知し、適時実施する。
- ・毎朝礼で対象者に対し体調確認をおこない健康管理へ配慮する。必要に応じて時差出勤
- ・休憩時間の延長もしくは回数の増加・仕事内容の軽減を考慮する。
- ・休業中は職場情報提供を継続的におこなう。
- ・復職後の勤務相談を実施し、育休終了予定日の1ヶ月前までに勤務形態を決定することを周知する。
- ・復職後仕事と育児が両立できているか個別相談にて把握し、必要があれば対処する。

目標3：年次有給休暇の取得を進める。

<対策>

- ・職員のニーズに応えるため、時間単位で取得可能としている